

所二ツあり、一ツは吉良殿羽州に赴むかんことこれなり、二ツは江戸に在る血氣の人々が、事を急いで仕損じあらんことこれなり、この二條は我が黨の謀を用ふべき所なり、動もすれば諸士勇を恃んで敵を侮り、事を起さんことをはやまる、我幾度思慮しても、小人數にては事を遂げんこと難しと思へり、それ右今警を復するのためし、甚だ以て容易ならず、然るを世の人多くは彼我生死の論を擧げて、君父の警は、その見あたる所を避けず、我が命の危きをも顧みず、奮激して進み、首を得るとも授くるとも、此に至り他念あることなく、唯速かなるを善とすといへども、我はこれを取らず、双方の天壽は天命なれば、人力の及ぶ所にあらず、大切の君父の警をはかるに、拙くしてもし仕損じたらんには、知仁勇の道にあらず、天壽の道ありとして伐つべきにあらず、時至らざるを知りて事を果し、返り討にあはんは、不忠不孝の至極なるべし、しからば双方の天壽は、何ぞ私に預らんや、若し又千たび百たび廟算して、その上にて首を敵の弄びとすると、こゝにおいては、必

す恨むべきにあらず、將又時至れども怠りて事を果さず、勇なくして怯きものは、一向に論ずるに足らざるものなり、幾重にも思慮して、天の時、人の和、相成るを待つて、百戦百勝を用ゆるを以つて、仁義の兵法に叶ふといふべし、而るに關東關西にあるところの諸士の能否をあらかじめ計り知らんこと誠に難し、大學殿の安否も去ることなれども、これに托してかの計略を鍛錬するの術もなきにあらず、其許江戸に下りなば、第一には同志の心底をためし、吉良家の動靜を日々に注進あるべしと、懇に教示し、いはゆる計策文一字七佛の秘法を以て、割符を定め、四月二日に山科を出で、同十九日に江戸に至り、上杉の別墅のほとり、谷町といふ所に店を開き、美作家善兵衛と名を變へ、扇商をして姿をやつし、仇家の起居を窺ひて、日々山科に注進す、堀部、奥田にこれを議る、而して吉良家の乗すべき隙あるを待

八三 與五郎吉良家に乗ず隙あるを報ず

與五郎則安深く心を用ひ、後に吉良家の近くに居を移し、本所相生町に商店を出し居て、仇家の虚實を偵ひけるが、十二月になりて、店のあきなひ物を段々に減し、兎角貸しのみ嵩み、懸けのあつまりかねて、難儀のよし申しふらして、最早一度見世をしまひに付、賣先の勘定を濟せ度、ふたゝび見世をひらきひは、又々お頼み申すなり、されば半減にて濟ませ申すべしといふて、賣りかけを取りあつめ、同月七日に店をしめ、商ひを止めたり、時に吉良家の小林平八郎が下人は、特の外になじみにて、つね々心安く來りければ、さてゝ氣の毒なることかな、及ばぬ身分にても、何卒して身上を仕出し申さるゝやうにとこそ思ひしが、店をしまはるゝとは痛み入ることなり、名残なれば、酒を買ふべしとて、懷中より錢を取り出しければ、これはこれは、あり難けれど、さやうにては迷惑に存じ、店はしまひ候へ

ども、いまだ賣り残りの酒もこれあり、一ツあげていたゞき申すべしとて、取りあへず盃を出し、酒肴とゝのへ、與五郎申しけるは、取りつきの六かしければ、先づ個様にいたしましたして、一兩年の内に、またゝ店を開きまする心得にて候、未だ江戸表の勝手をもしかと存じ申さず、萬了簡ちがひありて、餘程の損失をいたしたり、この後店を出し候は、相かはらずこれまでの通りに、お心安くなし下されよとて、名残を惜みければ、彼下人聞いて、さればその事にて候、御亭主は一兩年も過ぎて、又々店を出さるゝとの事、此方は遠方へまかり越すに由て、再び御意得んことははかり難しといふ、與五郎云ふ、それは何方へお出のことにやと尋ねれば、御隠居上野介様事、御實子のお國許へ、春早々お引移りと申すことなり、此方主人は、お附人のことなれば、お供にてお引越あるべし、さらば我等如きものまでも、一同供にまかり越す申すなり、五年にて江戸へかへるべきや、十年にてかへるべきや、覺束なし、一兩年のうち、又々店を出されても、面會は思ひもよらず、されば

こそ名残の盃とは申すなりといふに、與五郎も何となくおなじみ申して、いと名残り惜けれとて、何くれの物語して時を移しけり、彼の下人又云ふ、御隠居にも、お引移りまへ故、明朝よりして十四日まで、お名残りのお振舞とて、お客あり、別して十四日は、年忘れお名残りかたぐのおふるまひにて、高家の歴々、お茶の湯のお客なり、よつて一家中殊の外取り込みにて、いそがしきことなり、旦那の用あらんも計り難し、まづお暇と立ちながら、又も御縁あらばその内とて、いそぎかへりけり、さても吉良氏の在宿はいよ／＼十四日はたしかなりといふ事知られたるなり

八四 與五郎不義の徒を憎憤し絶纒自解

を著す

神崎與五郎、甚だしく不義の臣を憤りて、一編の書をあらはし、名づけて絶纒自

解と云へり、その文赤城盟傳の中にあり、その詞に云はく、それ君の徳天に則りて覆ひ、臣の道地に則りて載す、その祿を食み、その恩澤に浴して飢寒の患ひを知らず、枕を泰山の安きに置く、上は祖考を暉かし、下は從者に逮ぶ、しかるに危きに臨みて命を致さず、死を偷んで殘生を忍ぶ、これ國家の姦賊にして、禽獸にも如かざるものなり、こゝに赤穂の臣の中、純粹にして俊傑のものあり、純法にして至隠のものあり、始めは剛にして、終りに怯きものあり、さればこそ、始めあらずと云ふ事なし、終りをよくすること難しとの先言あり、その始終臆病をなして、禽獸にも如かざるものを、神崎則安これを悉く憤論す、後人豈に恐れざるべけんや

以上は論文の一斑なり、全編を載するは紙數の許すところとならず、依つてこゝには省略せり、而してこれを極論せるは、大野九郎兵衛、藤井又左衛門、安井彦右衛門、伊藤五右衛門、外村源左衛門、岡林奎之助、玉虫七郎右衛門等なりし

八五

茅野和助己を知る人のために死す

茅野和助は、名を常成といへり、淺野家に仕へて横目役たり、淺野氏國除かるや、義士同盟の中に入り、江戸に在るの日は、假りに姓名を變じて富田藤五と稱せり、初め神崎與五郎とともに、森家に仕へたりしが、故ありて國を去り、同じく赤穂に至りて内匠頭長矩に仕ふ、長矩その志あるを聞いて、召しかへられたり、いづく程もなく國家の變にあひて、神崎と同じく忠死せり、世人云ふ、この二人は、知己のために死せり、古人の義に愧ずと謂ふべきなりと、死する時三十七歳なりし

八六

横川勘平義のために切腹せんとす

横川勘平は、名を宗利といへり、長矩に仕へて歩行を勤めたり、歩行のものは士分にあらず、大むね輕刺無頼の徒のみ多かりし、而るに勘平それ等の輩と共にあり

ながら、自から節義を貴むの志しあり、糟谷勘右衛門などの反覆を惡みて、これを斬らんと思ひしが、義舉の事に妨げあらんことを心配して止みたり
勘平は器量人にすぐれて、身のたけ六尺有餘ありて、力は十人をもかねたり、且つ打物取りて手だれの達者にて、相撲も聞えたる取り手なりといへり、その以前淺野家増上寺御火消つとめられし時、十人にまさりし働さして、侯より直ちに褒美ありて、その後並ならず懸命を蒙り、過し年の功によりて、近頃焰硝藏をあづかり、歩行頭格にて奉行となりけるが、城下を隔て七里ほどある所に住居けり、國の變にあひて、しばし城内に参り、老職と共に誓ひ、切腹か籠城かの二ツを一ツに、死を決するに極むるは、何の論にか及ばんと、義を唱ひ節を正したりしに、皆々申しけるは、追て沙汰におよぶべし、先づこの時節なれば、御焰硝藏を堅く守り給へと論してかへしけるが、その後何とも沙汰なければ、勘平大いに怒り、何れも腰拔の寄合かなとて、内藏助に書面を以て申しおくりけるは、諸士みな義に赴むかざるや

うすなり、人に忠義を誘引するにはあらず、これによつて今晚にも切腹いたし、多年亡君の恩に報ひ奉らんと思ふなりと、内藏助大いに驚き、早飛脚を以ておし止め、その上にて呼びよせ、實の心底をうちあかしければ、その心を得て安堵の思ひをなし、いよ／＼義心鐵石の如く堅固にて、義舉を一日千秋の思ひにて、待ち居たりといふ、死する時三十七歳

八七 勘平友人の返書を届けながら吉良家を覗ふ

勘平は、かねて本所林町なる、堀部彌兵衛と同宿してありしが、そのほとりに、一人の出家あり、茶事に堪能の故を以て、常々吉良家に入出入するよしなり、よつて平日かの出家に因みて、ふかく交はりを結びたり、出家手かくわざ最と拙くして、常に勘平をたのみて書用を便せり、而るに十月十日にかの出家を訪ひけるに、吉良家

よりの書翰を出し、この返事を認め給はるべしといふ、勘平心によろこび、披き見るに、當月中旬には、麻布の新宅に移徙すべし、本所の名残に茶會を催すの間、何日々々は、先約用捨あるべしとの趣むきなり、勘平即ち筆を執りて、承知いたすとの返事を認めて與ふ、出家かぎりなく喜びて、厚く謝したり、折節奴僕出で、未だかへらず、返書の延引するを悔ゆ、その時勘平いふ
さほどの御知人は、又とて求めがたし、御返事延引におよび、御不都合ならば、某僕にかはりて、吉良家に届け申すべしと深切相に勧む、出家それにては恐れ入るとて辭す、勘平いろ／＼とわけを申し、苦しからず、是非に參らんといへば、出家特の外よろこび、さらば憚りながら、何分お頼み申すなりといふ、勘平直ぐに文箱を携へ、吉良邸にいたり、尋ぬる躰にて、あなたこなたと徘徊し、篤と屋敷内の方角を覗ひ、さて返事を届けかへりけり、これぞ天の導きにて、かゝる便りをも得て、屋敷をも伺ひたりと思ひ、内藏助に告げて、繪圖に引合するに、少しも違はず、誠

に天道は公なれども、これや神明の擁護にあらずんば、いかでか是におよばんや、偶然のことにあらじとよろこびけり

八八

勘平酒と卵の代をさし引き残りを

かへす

勘平は、赤穂退散の後、伯母聲、森家の藩士横川佐左衛門の家に寄寓し、晝は奉公口を捜すと稱へ、一日義舉のために奔走し、夜分になれば歸宅して、伯母の手助するが常なりし、而るに十二月に入りてよりは、度々の降雪にて、寒氣特の外はげしければ、勘平は足にあかぎれを切らし、痛み強くして歩行に憚り、十四日にはいよく吉良家へ討入りと定まり、一同堀部方より用意して出立ことなせり、勘平も十二日の朝飯を食し畢るや、直ちに立ち出でんとするを伯母は止めて云ふ、前日より大雪にて、寒氣特に凜烈なり、且つ數へ日の今日となりては、最早詮方なし、

來春になりてより、奉公口を尋ねらるゝがよろしからんと切に止めたり、勘平いふ成程御尤もの仰せなるも、今日にかぎり、是非參らねばならぬ理由あり、これ奉公口しかと定まりて、今日その方へ行くべき約束あればなりとて、そのまゝ立ち出でんとせり、折柄出入の町人堺屋何某といふもの、用事ありて來訪せり、伯母これを見て、堺屋に勘平の雪を侵して立ち出でんとする次第を聞かせり、堺屋勘平を止めて云ふ

如何なる御用か計りがたく候得共、あの如く伯母さまのお留めなさるゝものを、あながちにお出ではよろしからず、今日にかぎりたる御用にもあるまじ、この大雪のをりから、足の痛みを厭ひ給へと懇に諫めければ、勘平いふその事なり、よく聞かれよ、佐左衛門は知らるゝ通り小身なり、この勘平主人の變にあひたればこそ、この家にも居て厄介にもなり、伯母のあればこそ情もふかゝれ其れをよきこととして、いつまでもあるべきいはれなし、さればこの中から頼みお

きて、幸ひによろしき奉公口出来、しかも今日参るべく固く約束したり、人と誓ひしことを、足の痛む位にて、約を變せんこと、士の所行にあらず、伯母は女義の事なり、その許までも同じやうに留めらるゝこと、以ての外なりとて、聞入るべきやうすさらになし、堺屋も留めかゝり、今更そのまゝにもおかれず、さやうならば、これは私の寸志なり、御浪人故、あなどりて致すにあらず、これにてお駕籠にめされ、御越下されよとて、金子壹分取り出し、勘平が前にさし出すに、勘平色をかへ沙汰のかぎりなりとて六かしく言ひかゝる所へ、勘定所より、堺屋に御用ありとて召したれば、堺屋その金を打捨て、兎角にお聞濟願ひ奉つるとて、足ばやにかけ出したり、勘平あとにてさて、堺屋はつまらぬ男かな、併し折角の心ざしを無にもなりまじとて、出行きしが、その金にて、玉子三ツ酒五合と一のへ來り、残りの鳥目に札をつけ、この内何ほど申し受け、酒と玉子を買ひ申したりとしるし、堺屋どの、勘平と書きつけ、

卵をくだき、酒にかきませ、あたゝめ、大茶碗にてかたむけ盡し、これにて駕籠も入らず、さて伯母に、堺屋見へ候は、残りの鳥目御かへし給はるべしと、預けおき、この勢ひにて、一寸参るべしとて出でたり、そのまゝ十三日もかへらず、然れどもこれより前にも四五日泊りしこともあり、別に心にも留すゐたりけるが、十五日の朝早く、浅野内匠頭家來、大石内藏助をはじめ、四十餘人同意して、吉良家へ討入り、遂に上野介の首を取りて芝泉岳寺に引あげたり、その内に、横川勘平も加はり、非常なるはたらきをなせりと風評ありしより、堺屋は、佐左衛門の妻より受取りし書付と残りの鳥目をば、家重代の寶ものにするとして、表具して常にこれを床の間にかけて、朝夕これを拜し居りしといふ

八九 三村次郎左衛門討入の夜大槌にて門を破ぶる

三村次郎左衛門は、名を包常といひ、父は彦左衛門と稱せしが、常陸の國稻田の人にて、始めて赤穂に仕へたりし、次郎左衛門は臺所小役人にて、祿特に少なかりし國の變ありし時、諸士赤穂にてしばし會議するをりから、時として酒を命ずることあれば、次郎左衛門いつも銚子をとりて參らせたりしが、人々誓紙をば掩ひかくして見せざりけり、次郎左衛門諸士義盟ありとの噂をきいて、我卑賤といへども、その計にあづかりたしと云へるに、衆人笑ひつゝ、汝が知る所にあらずといふ、次郎左衛門顔色をかへて云ふ

今日の義盟、何ぞ身の貴賤を論せんや、唯志の堅固と堅固ならざるを見るべきのみと、頻りに請ひて止まざれば、内藏助障子をへだて、その議論を聞き、次郎左衛門の云ふところ道に叶へり、我汝の乞ひを許して、義盟に加へやらんと、遂にその列に加ふることせり

この後内藏助は、たびゝ義舉の用を命じけるに、奔走更らに懈ることなかりし、

内藏助、その人となりの誠實なるを察し、召していふ

一國の士、君恩をうくること厚きもの少からず、然れども大方は後先の考へのみにして、國家の難を憂ふるものなし、而るに其許の如き小役人にて、忠義にあつきこと斯くの如くなるは、我輩において、愧る所なくして可ならんやと賞むれば、次郎左衛門感涙を催し、大いによろこびて退ぞきけるとなり、内藏助はその人となりを愛し、赤穂退去の時は、特別に厚く恵まれたりといふ

吉良家へ討入りの時、次郎左衛門は裏門に向ひしが、大槌にて門扉を打破ぶり、人々をして安々と内に進み入らせたりといふ、死する時三十七歳なりし

九〇 萱野三平赤穂へ急を告ぐる途中母

の送葬にあふ

萱野三平は、名を重次といひ、攝津萱野郷の人なり、源頼光の遺裔なりといふ、

父の重利は、大島出羽守に仕へたり、重次は次男にて、十三歳の時、大島氏の勸めによりて、浅野家に仕へ、中小性を勤めたり、三月十四日に、長矩殿中にて刃傷に及びしこと、御馳走がりの詰合屋敷に知れわたるや、原總右衛門、萱野三平の二人は、誠にお家の大變この上なし、推量するに、勅答の賀日、殊に殿中にて御場所のわきまへなく、刃傷に及ばれしことなれば、たとひ主君疵をもとめられずとも、御切腹は無論の事なり、急ぎ赤穂へ注進をすることさし當りての事ならんと、原、萱野の二人は、直ぐに木挽町なる屋敷へ馳せつけ、お納戸より金三百兩受取り、二ツにわけ、兩人とも熨斗目を着たるまゝ、木挽町より早馬にて乗出し、鞭をあげ、千里も一時と馳せ出したり、いづれも無双の乗人にて、飛ぶが如くに見えたりけり見るもの何事か起れると危みおもはぬはなかりけり、播州赤穂へはおよそ百五十五里の所なり、何卒三四日に乗付けべしと、轡をならべ鞭をうち、早くも既に播州萱野村まで乗りつけたり、三平いふ

某が父この村に住居すれば、今門前を通りながら、かゝる大變を知らせざらんも本意なし、馬を乗りよせ、一言申し入れて馳せつくべし、貴殿は乗りぬけ給へと云ふ

總右衛門云ふ、尤ものことなり、さまで隙取ることにもあらし、某も共に立寄らんとて、二騎相並らんで乗りよする、七郎左衛門が門前近くなりしに、七郎左衛門の宅より、葬送出でたり、三平うち驚き顔色をかへ、こは何事ぞと、あたりの家へ立寄り、事の上しを尋ぬるに、七郎左衛門が妻、急病にて身まかりしと答ふ、これ三平が實の母なり、聞くや否や、さしもの三平も、胸とろき物も得言はず、總右衛門云ふ

かゝる折なれば、直にも立たれまじ、某は先へ參らん、あとより急ぎ馳せらるべし、心中察し入るとて乗り出す、三平やがて我が家に入りければ、父七郎左衛門驚き、母の病の急なれば、告げやもしも昨日の事なり、早くも知りて、只今これまで馳せ

來れるかと尋ぬるに、されば、その事にて候、主人内匠頭、去る十四日勅答の日、殿中にて刃傷に及ばせ給ひたるなり、辨へなきにはあらざるべけれど、よくくの事と推量いたしたり、しかし相手の上野介殿には、手負しばかり、主君は御恙がなしと告げ來りし故、兎も角も場所がらと云ひ、勅答の日なれば、御切腹は必定と存じ、赤穂城中へ急を告げんために、原總右衛門と兩人江戸表より參りし所、かゝる大變を告げまゐらせぬも如何と存じて、兩人とも門前に馬を乗よせしに、葬送のやうすを見て驚き、門前にて承はれば、母人の果て給ふとのこと、某いかなれば、君の大變にて心中やる方なき折柄、母の身まかりしと聞きて、神佛にも捨てられたるわが身かと、涙ながらに歎きしかば、七郎左衛門あきれたる顔色にて、しばし言葉あなかりけり

さてしもあるべきことならねば、その方が身不肖は是非に及ばず、母の死別れも今更いひて返らぬこと、悲き言方なくとも、一先赤穂へ注進して、内藏助差圖に任

せ、さて再び參りて母の菩提をも吊ふべし、總右衛門が思ふ所も恥かしと、父が諫めに、母をなくした歎きをふり捨て、暇を告げ、馬に一鞭あて、乗り出す、總右衛門は十四日のひる時に江戸を乗り出し、十八日夕七ツ時赤穂に乗りつけたり、こゝに於て大石内藏助、大野九郎兵衛申すには、諸士の集らざる間、さし控へ申されよと言へるによりて、しばし休息するうち、その夜初夜過ぐる頃、三平同じく赤穂に乗りつけたり、かゝれば城中はいふまでもなく、城外までも、自から騒がしく、人々さゝやきあひにけり

九一 三平盟約を守りて殉死す

三平は、人に勝れたる誠忠の士なりし、故に三平も大石氏の説に従ひ、復讐の仲間入りせしが、十四年の暮になりて、再び連判の人々内藏助方に集まり、いよ／＼年明けなば、早々江戸表に下向し、復讐に従事することに一決せり、時に内藏助云ふ

津の國葦野村に住める、七郎左衛門の次男三平は、誠忠の士なり、盟約にも加はりおれば、三平方に立寄り、同道して下向し給はるべし、先づ念のため申し遣しおくべしとて、十五年正月早々、三平方へ申し遣はしけるは、かねての盟約の通り、來る二十日頃に江戸に下向する人三四人あり、お心得のため申し進ずとて知らせたり、三平返答に、委細長り奉つり候との事なりし、而るに三平の父は、三平にかゝる大望のあることを知らざれば、母をなくして心細かるべし、依つて速かに三平の妻を貰ひ、家を譲りて自分は隠居せんと思ひ立ち、三平に此事を物語れば、三平心中に大いにおどろき、誠に思召しは、忝なく存じ奉つり候も、私こと再び江戸に出で、然るべき方に仕官せんとの望みにて、年内より元の傍輩に頼み置きたる所、宜しき奉公口これある趣むき通知あり、兎も角も當月二十日頃に、江戸に下向せよと申し参りたり、何卒お暇給はりたく、跡の事は、親族中よりよろしき養子をなされ、家をお譲り下されば、誠に大幸の至りなり、若年の某、幼少より江戸にて育ち、農

業などの事は所詮覺束なく、かたぐこの義ばかりは仰せに従ひがたしと云ふに、七郎左衛門うち笑ひ、申し條は尤もなれども、その方二君に仕ふることは、素より本意にあらざるべし、特に病身なれば、仕官は迎も叶ふまじ、我實子を持ち乍ら、他より養子をすべき理由なきにあらすや、仕官は思ひ止まるべし、而して肝入してくれられし方へは、我等よりよろしく斷りやるべしと云ふ
三平大いに難儀し、父は侍なり、打明けて大望の事を語り聞かせたらんには、悦びて暇を給はらんも、誓約に父子兄弟たりとも、洩すまじとの事なれば、今更父の耳に入るべきやうなし、去りとして父の許しなきに、江戸に下向するは不孝に當れり、約束に違は、同志の人々に對して向くべき面なし、とやせんかくやせんと、途方にくれしが、三平きつと思案を定め、無言のまゝ一室に入りたり、時に元祿十五年正月十四日の夕なりし
七郎左衛門は、三平の久しく出で來らざるを見、これ必らずうたゝ寝しておらんと、

召使をやつて一室を伺はせしに、三平は自害して居たり、七郎左衛門狂氣の如くになり、一室に入りて亡骸に取りつき、前後不覺に泣き入りしが、集れり人々に諫め勵され、やう／＼氣を取り直し、かたはらを見れば、大石内藏助殿と上書せし一封あり、而して添へがきして云ふ、早々大石方へ届け給はるべしと、依つてその夜直ぐ内藏助方へ遣はしたり、内藏助何事ぞと披き見れば、その文に云ふ
一筆申し残し候、拙者義、去年赤穂御城内にて連判の通り、亡君の御仇を討ち奉つる覺悟にて御座候、年内も度々仰せ下され候通り、當正中には、江戸表へ下向と存じまかり在り候所、父七郎左衛門一向内々の大望を存せず、江戸下向の事ひと押留め、誠に拙者の難儀言語に絶へ、内々の様子申し聞け候は、中々悦び入り申すべく候へども、誓書の表に相違仕り候はんこと如何と存じ、申し聞けず候へば、下向を許し申さず候、下向致し申さぬ時は、連判に相違申し候、よつて兩方相背き申さぬやうな致し方と存じつめ、腹切り泉下にて、亡

君へお目見え申し上げ、萬事涉物語り申し上げ候、各様には、當二月中、涉本意の如く、吉良殿へ亂入、十分に涉勝利なされ、追付涉來駕待ち入り奉つり候、涉供申し、亂入致し申さる段、此節何程か残念に存じ奉つり候へども、右の仕合せ故、是非なく存じ奉つり候、此段涉意得べくと存じ、早々申し残し候條、同意の涉方いづれも、お残り多く存じ候旨、偏へによろしく涉傳達頼み上げ奉つり以上

正月十四日夕

萱野三平重次判

大石内藏助様

まゐる

と認めありければ、これはと驚きしが、やう／＼心をおちつけ、七郎左衛門方へ返書を送りて後、主税、孫左衛門、幸七に向ひ、さて／＼三平は忠臣なり、しかるを

武運つたなく、仇も討たず、はかりごとの中途に別れたり、志のほどを無にせんやとて、連判へ眞忠無双と記したりと云ふ

九二 寺坂吉右衛門の至忠

寺坂吉右衛門は、名を信行と云ひ、吉田忠左衛門が弓組の足輕なり、その人となり、質朴にして志あつく、交友に信ありて、人の急難あるを聞いては、我が身のうへの如くにその事に赴けり、身分至りて輕きものなれば、赤穂にてもなか／＼相談の席などへつらなることなかりし、然れども人皆復讐の謀ごとありと云ふを聞て、忠左衛門に請ふこと切りなり、某微賤なりといへども、國家の御恩澤を蒙むり、義として背くに忍びず、願はくは死生を共にせんと云ふ、忠左衛門ふかくその志に感じたり、赤穂離散の後吉右衛門は、京都に出で、内藏助が許に三日に一度、四日に一度参り、忠左衛門が許へも、その如くに行きて、上野介殿へ亂入の時は、何卒御

召連下さるやうにと、朝夕に願ひければ、忠左衛門もその決心に動かされ、内藏助に口添して頼みたれば、内藏助もその至誠に動かされ、同盟のうちに入れられしといふ

九三 吉右衛門廣島に赴きて大學殿に内

報す

吉右衛門は、討入の夜にも、おもふまゝに働らき、翌十五日には、諸士と共に泉岳寺に引取りたり、内藏助吉右衛門に向ひ、初めより同意すまじきその方なれども、忠義の志をあはれに思へばこそ、誓約にも加へたるなり、殊に討入りの供まで申しつけたれば、最早身の望みは心のまゝに達したり、この上は内藏助がいふことを聞いて、この後の忠節をもすべしといふ、吉右衛門承はりて、これ程の御厚恩をうけ、何なりとも御意に背き申しまじと答ふ、内藏助いふなる程、さあるべき筈のことなり、しからば、これより藝州へ参りて、亡君の御舎

弟大學殿に、これまでの動靜を精しく、お物語り申しあげべし、尤も書状をばさし遣はしゆへども、目前に見たる通りをお話し申しあげなば、いかばかりか御悦びなさるべしといふ

吉右衛門かねての所存は、泉岳寺に引とりて、四十餘人と死生を共にせんと思ひつめしに、今さら生きのびるは本意ならねど、内藏助の一言重ければ、これを拒むの力なく、御忠節との事なれば、如何やうにも承はり、きつと御使命を果し申すべしといふ、忠左衛門を初め、みなく吉右衛門に向ひ
それにてこそ、我等も泉下にて心安く思ふなりと、別れをおしみ、旅の用意はかねてとのへ置きたりとして、衣服等を着かへて、藝州に出立し、大學殿方へ着て、委細を申し上げければ、特の外のお悦びにて、内藏助以下四十餘人のもの共を、見るに同じ心なるぞと、涙にむせび給ひしといふ

九四 吉衛門八十三歳の長壽にて死せり

吉右衛門は、大學殿のお言葉に由り、藝州に留まり居りしが、時々召出され、謀の次第や、さまざまに身をやつして、敵状をさぐりし事などお聞かせ申せしも、何事もみな涙の種子ならぬはなかりし、翌年の四月になり、やうく江戸へ脱れ歸りしも、その時は義士の人々早既に死を賜はりし後なりければ、自から仙石家に至りて

某事も同罪なれば、何卒諸士と共に、死を賜はりたしと願ひけれども、諸士の事は既に時過ぎたり、同罪に行ひがたしとして、そのまゝさし置れたり、吉右衛門は詮方なく、吉田忠左衛門の娘の嫁したる、本多家の藩士、伊藤十郎太夫をたよりて、播州姫路に至り、これに寄食すること二十年にあまりしが、後に江戸に來り、麻布の曹溪寺に寓居して、延享四年八十三歳にして死せりといふ

九五 吉右衛門逐電したり

吉田忠左衛門に、堀内傳右衛門が寺坂吉右衛門の事を尋ねられしに、忠左衛門いふ
あのものは不届なるものなり、重ねて御噂下されまじくと断われりといふ、吉右衛
門事も、その夜一列一同にまわりて、途中より逐電せし由に、何れも言れしなり、
これ首尾よく仇を討ちしことを知らせの使者なれば、後患のなきやうにとの用心よ
り、斯く答へられしなりといふ

九六 吉良家に奉公せし義士の妻と娘

内藏助に尋ねらるゝは、上野介、左兵衛兩人の寵愛いたし候女ども、その夜行方相
知れず、そのかゝりの役人討れしへば、宿元も分らず、且つ又死骸もこれなくとの
口上の書取にていへば、その方共のまはしものと聞へたりとある時、内藏助答へて

云ふ

これは亡主家來山岡覺兵衛と申すもの、娘、なみといへるものにて拙者倅主税にい
ひなづけこれありといへども、いかようにも浪人の身になり候所、この女心だてよ
ろしきものにて、三平妻と申し合せ、江戸にまかり越し申し度旨達て願ひけるによ
り、お關所手形申し受け、去る六月中、本所の縁者方へまゐり、その上神崎與五郎
をたのみ、吉良家に奉公にすみ込み、忠義のために兩人とも、御兩所の御意にまか
せ申しひよし、この兩女うまれつき艶なる上、才智もこれありて、時々與五郎方へ
内外の事悉しく通達いたし、且つ又夜討の節も、初めの程は見へいへども、我々引
きとりひ節は、いづ方へ参りひや、相知れ申さずと申しけり、又尋ねに何歳とあり
しに、覺兵衛娘は十八歳、三平妻は二十五歳にて、村松三太夫妹のよし申したり
と云ふ

九七 夜討の人数多きやうに謀りたり

討入りの夜に、諸士手配の時、二十組か、三十組かなど、呼ばせたり、これは人数多分討入りしやうに思はせんためのはかりごとなりしと云へり、さて又四十七人のうち、深手を負いて引き取りがたきものある時は、互ひに討ち果すべしとの申し合せなりしと云ふ

九八 義士の死を賜ふの所名所となる

内藏助初め十七人死を賜ひける所は、芝の細川家の屋敷の、大書院舞臺の脇にてありしが、事すみて後、その場所を清めさせと、真藏院へ御汰汰ありけれども、それに及ばざりしのみならず、そのまゝにして置くべし、十七人の男共は、屋敷のよき守り神ぞとおもひ給れかしとの事なりし、さぞ、草のかげにて、何れも有り難がり

申すべしと、みなく感涙を流しけり、外の三家にては、その地を清められたるよし、この候へ親しき方の客に來られたる時に、義士切腹の地は、名所のよし挨拶ありしといへり、真藏院の清めもなしと、都下の人々噂もて、譽め申したりとかや

九九 吉良家屋敷の跡町家となる

本所の吉良家屋敷は、元祿十四年四月二十二日、吉良左兵衛上り屋敷となれり、相生町二丁目裏にて、表七十四間、西の方三十五間、東の方三十四間一尺、坪數二千五百五十九坪なり、その頃は、本所奉行といへるものありしが、かゝることは、江戸の町方かゝりに仰せ付らるゝことにて、月番にて、奈良屋請取り、外二軒よりも手代立合けるとなり

一〇〇 義士の子息遠流赦免さる

寶永年間内裏炎上ありし時、御造營の事に、豊岡侯預かり給へり、故を以て家臣石東源五兵衛工監として、京師に在任す、この時に當りて、赤穂の義士の子息達の、遠流せらるゝものを、公免ありし折の仰せ渡されの書面、それへ通達ありけるに、おもひがけなく京師にて、石東源五兵衛が手に入しかば、取りあへず禮服を着し、その書を携へて瑞光院に來り、義士肖像の前にて封を切り、高々と讀み上げ、謹んで傳神の像に告げ奉れり、この石東が所爲實に故あることなり、さて年月を経て、享保年間、いまだ内藏助が院主に遺囑して、あつく頼みたる四十六基の石塔成らず、しかのみならず、翌れば己亥の歳にて、四月四日は義士の十回忌にあたりこゝにおいて院主志をおこし、前年より勸化しけるに、淺野稻荷の來歴及び、内藏助が自筆の墳墓の繪圖とを彫刻し、募縁の疎にそへて、志しある人に配りけるに助を得て石塔遂に成就したり、誠にその功勞容易ならずといふべし、院主因縁ありて、義士の餘烈に功あること頗ぶる偉いなり

そも、和漢古今、忠義節操の事蹟を尋ぬるに、少からずといへども、史書に載する所未だ、赤穂義士の如き成蹟は、前代未聞、ためしなきこと、ぞ思はるゝ、よろしく後世に傳へて武門の準則とすべしとなり

教訓 赤穂義士誠忠百話 終

●▶書叢訓教▶●

▶著生先兩▶ 靜 定 村 川
郎 三 庭 大

- | | | | |
|----|---------|----|----------|
| 10 | 菅原道真百話 | 11 | 休禪師百話 |
| 9 | 楠公誠忠百話 | 12 | ナポレオン百話 |
| 8 | 乃木大將百話 | 13 | ワシントン百話 |
| 7 | 吉田松陰百話 | 14 | 山鹿素行百話 |
| 6 | 水戸光圀百話 | 15 | 赤穂義士誠忠百話 |
| 5 | 大石良雄百話 | 16 | 以下未刊 |
| 4 | 西郷南州翁百話 | | |
| 3 | 貝原益軒百話 | | |
| 2 | 中江藤樹百話 | | |
| 1 | 二宮尊徳翁百話 | | |

▲四六判表裝頗優美紙
數各冊二百餘頁美觀
三色版口繪挿入
（正價各冊金貳拾五錢）
（郵 稅 金 六 錢）

▲本叢書は偉人の逸事逸聞の未だ世に紹介せられざる平素の行事中世の爲人の爲、特に兒童教育の爲必須爲、可からざる事のみ聚收し、以つて兒童日常の訓誨となしたるなり、兩先生特如の快筆一讀偉人の面目躍如として展開さるべし、刊を追ふて洋の東西を問はず全世界の偉人を掲げ、以て愛讀者諸君の満足を迎ふべし、乞ふ引續き御愛讀のほどを。

大正五年五月二十日印刷
大正五年六月一日發行

(赤穂義士)

不許複製

【定價金貳拾五錢】

著 作 者 川 村 定 靜
發 行 者 東 京 市 京 橋 區 本 材 木 町 三 丁 目 廿 番 地 服 部 喜 太 郎
印 刷 者 東 京 市 神 田 區 東 紺 屋 町 四 十 七 番 地 三 浦 幸 三 郎
印 刷 所 求 光 閣 印 刷 部

東京市京橋區本材木町三丁目二十番地

出圖 版書 卸商 求光閣書店

電話東京二二二九番
振替東京一六〇九番

常に如斯良書を必す座右に備へよ!!!

本書購讀の諸士は?

北川博愛先生著

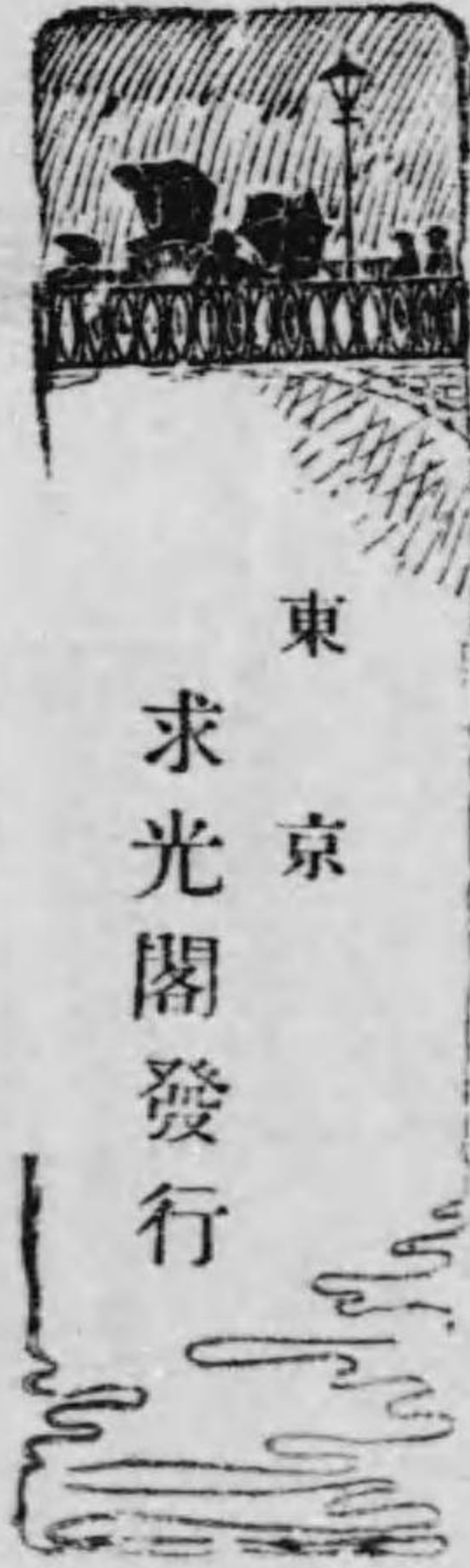
五十嵐雪陽	鹿島生	北川博愛	加藤貞次郎	大町桂月	同上	青木信一	秋山悟庵
國民精神修養百話	家庭訓孝子と貞女	師範校中學校女學校作文教範	作説法中等書翰文	我が筆	我が文章	通俗農家百談	國民精神修養訓話
假菊製判	同上	長形布製	布四六判	假四六判	同上	同上	假菊製判
郵正價八十四錢	郵正價八十四錢	郵正價六十三錢	郵正價六十八錢	郵正價六十五錢	郵正價六十五錢	郵正價八十七錢	郵正價八十四錢

□□文學士物集高屋新
 ◎○定價金壹圓貳拾錢
 ◎○定價金九拾錢
 ◎○定價金九拾錢

活き活き三教範
 活き活き三教範
 活き活き三教範

町木村本橋東京東
店書閣光求
 九二二二橋本東京
 九〇六一東京橋本

製スーロク形長トッケボ
 錢六稅郵・錢拾四册各價正



東京
求光閣發行

340
28

終

